

令和7年第6回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和7年6月23日（月） 開 会：14時00分 閉 会：14時52分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 2階 入札室

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦  
 委 員 松 田 福 美  
 委 員 吉 本 妙 子  
 委 員 片 山 研 治  
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 十 楽 さゆり  
 教 育 部 次 長 小 川 亮  
 教 育 政 策 課 長 〃  
 生 涯 学 習 課 長 神 杉 朋 史  
 人 権 教 育 課 長 山 本 孝 二  
 学 校 教 育 課 長 稲 垣 宏 美  
 学 校 給 食 課 課 長 河 村 武 志  
 中 央 図 書 館 長 有 間 博 司  
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也  
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 和 也  
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 俊 彦

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 課 長 補 佐 大 竹 新 人  
 教 育 政 策 課 主 査 中 尾 歩 美

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	報告第13号	周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
3	報告第14号	周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
4	報告第15号	工事請負契約の締結について（中須自然の家整備建築主体工事）
5	議案第17号	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
6	議案第18号	周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

7 委員会協議会

(1) 周南市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について

※資料 当日配布

(2) 周南市人権教育推進協議会委員の解嘱及び委嘱について

※資料 当日配布

(3) 共催及び後援大会等一覧表

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

#### 教育長

それでは、ただいまから令和7年第6回教育委員会定例会を開催いたします。

議事日程に従いまして進めてまいります。

それでは日程第1「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は片山委員さんと岡寺委員さんをお願いいたします。

2	周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	-------------------------

#### 教育長

日程第2、報告第13号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

#### 学校教育課長

それでは、説明に入る前に、お手元に配付しております正誤表をご覧ください。

議案書3ページ富田西小学校及び4ページ鹿野小・中学校に委員の解嘱を追加しております。また、5ページ岐陽中学校の所属団体等に誤りがございました。さらに、8ページ富田西小学校に委員の委嘱の追加をしております。おわびして訂正させていただきます。

それでは議案書1ページ、報告第13号「周南市学校運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

2ページをご覧ください。

本協議会は、周南市学校運営協議会規則により、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関とし、保護者及び地域住民等による学校運営への参画・支援・協力を促進することにより、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めることを目的に設置されております。

学校運営協議会委員は、昨年度、令和6年4月1日付で、令和8年3月31日までを任期とする委嘱を行いました。しかし、令和7年度、委員の人事異動等で2ページから6ページに掲載している方々を解嘱することとなり、欠員が生じたため、周南市学校運営協議会規則第4条第3項のっとり、6ページから10ページに掲載している方々を、新たな委員として任命しました。任期については、周南市学校運営協議会規則第5条のっとり、令和8年3月31日までとしています。

なお表中、氏名の右隣の区分に記してある数字は、別に参考資料としてお配りしております周南市学校運営協議会規則第4条の各号に該当する番号です。

それぞれの関係機関等の決定に時間を要し、このたびの報告となりました。

以上で報告を終わります。

#### 教育長

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

## 岡寺委員

議案書 6 ページの福川中学校は、P T A 副会長が 3 人も委員となっておりますが、理由がわかれば教えてください。

## 学校教育課長

委員は、校長が協議会の目的を達成するために必要な人数とし、各学校で人数が異なります。P T A 副会長もそれぞれ意見をお持ちだと思いますので、より多様な意見をいただく意図があるのではないかと推測します。

## 岡寺委員

規則第 1 0 条第 7 項に会議は公開とするとあります。また、規則第 1 1 条には、研修等を行うものとする とあります。議事録や研修についての現状を教えてください。

## 松田委員

規則第 1 1 条の研修について、市教育委員会はどのような研修を実施していますか。また、学校運営協議会には指導主事が参加し、指導や助言を行っている と把握していますが、現状を教えてください。

## 学校教育課長

市教育委員会と県教育委員会が似たような研修を実施していたため、一昨年度から整理し、県が開催する地域連携担当者研修会に、市の研修も兼ねて、会長や校長に参加いただき、県及び市から地域連携教育に関する所管説明を行い、テーマを設定し、グループ協議等をする形で研修会を開催しています。

また、市としては年 2 回、地域と共にある学校づくり推進協議会を行い、周南公立大学の先生、会長の代表者、行政関係者 に出席いただき、市としての地域連携教育の進め方、方向性等について協議の場を設けています。

各学校運営協議会としては、報告書を市教育委員会に提出していただいております。

報告書の内容によると、松田委員の言われたとおり、協議後、参加した指導主事や社会教育主事から指導や助言をしています。

## 教育長

先程、岡寺委員が言われていた議事録に代わるものが報告書ということでよいでしょうか。

## 学校教育課長

はい。概要を報告書として提出いただいております。

## 岡寺委員

報告書は、公表していますか。

## 学校教育課長

報告書は、市教育委員会に提出するものと把握しています。

## 岡寺委員

ありがとうございました。

学校運営協議会に長期的に参加する中で、若干形骸化していると感じています。こどもたちのことを考えると、フェーズを上げていくことと、今後のどのように進めていくか見直す必要があると思います。

研修についても、代表者は参加していますが、メンバー全員は参加できていないです。

今後より良い学校をつくっていくために、裾野を広げていけたらと思います。

また、学校の先生の認識を伺ってみたいです。理由は、様々な業務があり、働き方改革とされている中で、学校運営協議会を行うために時間を費やしている現状があるため、合理的、効果的に進めていく方法があるのではないかと感じているからです。

地域によって熱量の違いはありますが、熱量が多いと先生の負担が増えてしまい、心苦しさを感じることがあります。

フェーズを上げていけるような取組ができるように願っていますので、新しいメンバーで頑張っていたいただきたいと思います。

### 学校教育課長

毎年同じことをやっていると、形骸化してしまうため、フェーズを上げる段階にきているというご指摘は、おっしゃる通りで胸が痛む思いです。

地域と共にある学校づくり推進協議会では、こどもが主体となり、学校づくりや地域づくりに参画できるように取り組んでいきたいと考えおり、それがフェーズを上げることにつながると考えています。

### 松田委員

報告書の提出ルートや、会長への確認のあり方について、指導が必要だと感じました。

また、岡寺委員の意見に、私も共感しました。

学校運営協議会ができた目的は、大きく2つあると認識しています。ひとつは、学校内の課題に対し、地域の方にお力添えいただき、学校運営に関わっていただくこと。もうひとつは、地域に開かれた学校づくりを推進することです。

現在は、地域連携教育が主軸となっており、地域によって熱量の違いはありますが、山口県や本市も熱心に取り組み、学校が変わったことは大きな成果だと思います。

子どもたちが主体となり参画することも、地域連携教育で生まれた良さだと思います。しかしその一方で、学校運営における学校運営協議会の位置づけに視点が置かれていないのではないかと懸念もあります。

学校で問題が発生した際には、会長への連絡や相談ルートはできたものの、地域をどう巻き込んで解決へ導くかが課題として残っており、学校内だけで問題を抱え込んでしまうケースも見られます。

現在の学校運営協議会は地域連携教育の活動母体としての役割が大きく、行事や活動、コミュニケーションに焦点が当たりがちです。

これまで毎年、学校運営協議会委員の人数を確認してきましたが、委員の数を増やし、地域の絆を育むことで、地域全体でこどもを育てるという趣旨に沿った取組が実現できており、これはとても良いことだと思います。

学校内でいじめが起きたり、少し荒れた状態になったりしている場合に、どこに支援を求めるのか、その体制を見直す必要があります。

学校運営協議会委員には規則第8条の守秘義務があり、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様、とする義務があります。このような重みを理解したうえでPTAの方にも関わっていただく必要があります。

今後は、学校運営協議会のあり方を再確認し、学校の課題に地域がどのように力を貸せるのかを含めた協議会の位置づけを再考することが、子どもたちのために大切だと感じました。

## 学校教育課長

ありがとうございます。学校運営に関する支援が学校運営協議会のスタートであったと私も認識しております。学校課題の解決に向けてベストを尽くしてはいますが、学校だけではなかなか解決できない現状もあります。

積極的に地域の方の力を借りることができるよう、鍵を握る校長への意識付けや情報共有を行ってまいります。

## 吉本委員

規則第11条の研修と第15条の評価が気になりました。研修については、実施のタイミングや対象者、内容がどうなっているのか、また規則についても周知する必要があります。また、前提として学校運営協議会がはじまったきっかけ、目的、ルール、地域ごとの特徴などを説明し、共通理解を持ってから進めることが大切だと思いました。

この視点は、岡寺委員と松田委員が言われた話ともつながっていると感じます。

## 岡寺委員

校長と会長の立場や役割を再確認したいと思いました。

学校運営の最終的な意思決定は校長の権限であり、そこを無視して進めることはできません。

いじめや不登校といった課題について話題に上がることがありますが、会長として踏み込める範囲には限界があります。

校長が主導し、会長がそれを補完する形なのか、あるいは対等な立場なのか、など、各校の協議会では会長がどのような立ち位置で活動しているのかお聞きしたいです。

## 松田委員

理想的な形で言うと、学校運営協議会が始まったときのイメージは、校長が学校運営の責任者であることはもちろんですが、協議会の運営にあたっては、会長が主導して関わっていく形です。

例えば、校長が学校内の課題や悩みを抱えたときには、会長に相談し、会長が誰に、どのような形で対応するかを考え、必要なメンバーを集めて進めていく。

これは、以前の学校評議員制度とはまったく違い、あの時は評価をするだけの立場でしたが、学校運営協議会になってからは、学校側の立場も理解しつつ、地域のリーダーとしてサジェスションをいただくというイメージを持っていました。

そうすると、会長に大きな負担がかかってしまうため、校長が遠慮してしまい、自分で抱え込んでしまうこともあります。だからこそ、校長と会長の役割分担をしっかりと話し合い、進めていくことが必要だと、自戒を込めながら述べました。

## 岡寺委員

今のお話を聞いて、すごく腑に落ちる点がいくつもありました。

かつての学校評議員制度と同じ流れを感じ、学校運営協議会は、その延長にあると思いました。校長や教頭は異動があるため、地域にいる会長が協議会の内容を把握し、引き継ぎをしっかりと行う思いで取り組んでいましたが、その結果、やはり会長の負担はとて大きくなりました。

会長が主導してもスムーズに進めることが難しいことも多く、結局、校長に相談しないと進めることができない現状もあります。

学校運営協議会が始まったとはいえ、実態は学校評議員制度に会長がくっついた形になっているのではということです。実際、会長として助言をしたり、地域の方に協力をお願いしたりすることもあります。どこまで踏み込んでよいか難しい面もあります。

規則も含め、まだまだこの仕組み自体が十分に根付いていない部分があるのではと感じます。

#### 松田委員

学校運営協議会について、ここで話題になるということは、まだ多くの方が何のための協議会なのか理解できておらず、手探りの状況なのだと感じます。今は、地域連携がとても重視されていることもあり、岡寺委員が言われるような立場で参加することは、難しいのではないかと思います。

とはいえ、学校運営協議会は、そこの境域を開きたいという願いから生まれたものです。だからこそ、市教育委員会としても、その意義を再確認しながら、制度や運用についてさらに検討を進め、校長へ周知していく必要があると感じます。

また、委員に守秘義務について説明をすると「そこまで重大な役割なのですか？」と言われてたり、「お手伝いならできるのですが…」と言われてたり、負担に感じる方もおられ、委員を引き受けてもらうのが難しくなることも現実問題としてあり、役割の線引きがとても難しいです。

#### 岡寺委員

お話しする機会をいただき本当にありがとうございます。こういう内容を話させていただけるだけでもありがたいですし、ディスカッションできたことに感謝します。

#### 教育長

私も自戒の念を込めて申し上げますが、第12条にあるとおり、学校運営は校長が担うものです。年度末に向けて、学校では1年間の課題や取組を振り返り、自ら評価を行ったうえで、次年度の方向性を検討します。

その内容を学校運営協議会でお話し、ご意見をいただき、承認を得て次の年度をスタートする。この流れを毎年丁寧に積み上げていくことが重要だと考えています。学校側は、誠実に自己評価を行い、次年度に向けて真剣に考えて準備をしていると思います。

一方で、第15条にあるように、学校運営協議会委員の皆さまには、外部の立場から学校の取組を評価していただく役割があります。校長からの説明に対して、ご意見をいただき、それを踏まえて校長が軌道修正しながら次年度に向かう。これがひとつの流れではないかと私は思っています。

こうした流れを実現するために、各校校長も日々取組を進めていますが、学校教育課からも校長会などを通じて指導していただきたいと思います。

#### 教育長

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは報告第13号を承認いたします。

3	周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
---	--------------------------

#### 教育長

続きまして、日程第3、報告第14号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。

この件につきましても、学校教育課から説明をお願いいたします。

#### 学校教育課長

議案書 11 ページ、報告第 14 号「周南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」ご報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 項に基づくものでございます。

12 ページをご覧ください。

本協議会は、周南市いじめ問題対策連絡協議会規則により、いじめ問題の根絶を期し、その実態を把握しながら適切な対応をとることを目的として、関係諸機関との連携及び情報交換、学校・家庭・地域への啓発活動、その他いじめに係る対策事業を行うこととしています。

委員の任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年としており、学校教育関係者、社会教育関係者、行政関係者の中から選任した委員で組織されることになっております。

この度、新たに 20 名の委員の委嘱を行いました。

小・中学校の校長及び教員、関係機関の委員の決定に時間を要し、このたびの報告となっております。

以上で報告を終わります。

#### 教育長

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

#### 松田委員

周南市いじめ問題対策連絡協議会について、以前お尋ねした際、警察、児童相談所、人権擁護委員会など、関係機関の方々が集まり、情報交換や啓発活動のアイデア出し、いじめに関わる対策事業などにテーマを絞って協議されていると伺いました。

各学校に設置されているいじめ対策委員会と、この連絡協議会はどのように連携しているのでしょうか。学校は大小様々な事案を抱えており、事案が起こってからへの対応についてはよく耳にします。

先生方や事務局の方がご尽力されていることは理解しておりますが、こうした連絡協議会があり、関係機関の方々が集まるのであれば、実際に発生した事案をテーマにして協議を行い、対応について見直しをするなど、意識を高めるための情報交換や意見の共有ができる場として、いじめの現状を参加する保護者にも知っていただく機会になってほしいと思います。協議会がパイプ役として役割を果たしていただければと願っておりますがいかがでしょうか。

#### 学校教育課長

周南市いじめ問題対策連絡協議会と、各学校のいじめ防止対策委員会との連携や情報交換の状況についてですが、まったく連携していないというわけではありません。実際、協議会には校長や生徒指導主事の代表者が参加し、現場の状況について協議を行っています。

ただし、協議会での内容を各学校に持ち帰ってどのように共有されているかについては、十分に把握、追跡できていないのが現状です。そのため、連携の徹底という点では、まだ課題があると感じています。

せっかくこのような貴重な協議の場があるので、話し合われた内容をしっかりと各学校で情報共有していく必要があると考えています。また、未然防止の取組についても、これまで以上に力を入れていかなければならないと思っております。

一方で、個別のいじめ事案に関しては、プライバシーや配慮の観点から、共有できる情報には限

りがあるのが実情です。そのため、情報の出し方や共有方法については、工夫が必要と考えます。

#### 松田委員

規則第8条に秘密保持が出てきますが、これは委員の皆さんがいろいろなことを知り、意見を出し合える場をつくるためにとても大切な条項だと思っています。特にPTAで参加される方々にとっては、ご負担が大きい部分もあると思いますが、突っ込んだ話し合いができる場であるという前提をイメージしていただけたらと思います。教員はもちろん秘密保持が大前提です。

先ほど学校教育課長が言われたように、各学校の実情をふまえて、少なくとも子どもたちが学校でつらい思いをしないように、協議会ではきちんと突っ込んだ話し合いが行われているのだと思っています。そして、話し合いの中から提言や学校現場への支援となるものが生まれるとよいと感じています。

どうぞよろしく願いいたします。

#### 教育長

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第14号を承認いたします。

4	工事請負契約の締結について（中須自然の家整備建築主体工事）
---	-------------------------------

#### 教育長

続きまして日程第4、報告第15号「工事請負契約の締結について（中須自然の家整備建築主体工事）」を議題とします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

#### 生涯学習課長

報告第15号「工事請負契約の締結」についてご説明いたします。

議案書は13ページから21ページまでとなります。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2号によるものです。

本来であれば、議案として提出し、教育委員会のご意見をいただくものでございますが、第5回教育委員会定例会後の、5月22日に入札となったことから、議案として提出することができなかつたため、今回の定例会にて、報告させていただきます。

なお、本工事請負契約につきましては、5月22日に、条件付一般競争入札による入札を行った結果、江村建設株式会社が落札し、6月3日に仮契約を締結いたしました。その後、市議会の議決を受け、6月18日に本契約を行っております。

14ページをお願いいたします。

本契約は、契約金額1億6,720万円、工期は令和8年4月30日までとしております。

工事内容につきましては、旧中須中学校校舎を宿泊施設へ改修し、屋外活動場及び石窯室を新設することとしております。

15ページから21ページまでに、工事概要並びに図面を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

**教育長**

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

**片山委員**

応札者数は何者ですか。

**生涯学習課長**

議案書15ページ記載のとおり応札者数3者です。

**片山委員**

ありがとうございます。

**岡寺委員**

学校のカリキュラムでは、毎年必ず自然の家に行く学年がありますか。

**生涯学習課**

特にカリキュラムとして設定はありません。

**岡寺委員**

ないですね。

**学校教育課長**

必須ではないですが、特別活動の中で宿泊を伴う行事を行う取組があり、小学校であれば、宿泊を伴う野外活動を5年生で、市内ほとんどの学校が実施しています。その他宿泊を伴う学習として、修学旅行があります。

宿泊施設は各学校により異なりますが、教育的意味があることを前提として宿泊を伴う活動を実施しています。

**岡寺委員**

中須自然の家を整備するのであれば、是非カリキュラムに入れていただき、有効利用していただきたいです。

ふとん等の備品は、大田原自然の家で使用していたものを転用するのですか。

**生涯学習課長**

はい。転用予定です。

**岡寺委員**

ふとん等、年季が入っているものもありますので、利用者が楽しく使用できるよう考えていただきたいと思います。

**吉本委員**

予定価格よりもかなり落札価格が抑えられて、落札が成立していますが、資材や人件費が高騰する中で、安く抑えられた大きな理由がありますか。

**生涯学習課長**

建築課の標準的な設計で、入札価格を決定し、応札した結果であり、特に大きな理由はありません。

**吉本委員**

予定価格は税込みとなっていますが、契約金額も税込みでしょうか。

**生涯学習課長**

契約金額も税込みです。

**吉本委員**

ありがとうございます。落札価格が抑えられてよかったです。

**松田委員**

宿泊を伴わない活動も使用可能ですか。

**生涯学習課長**

はい。そのとおりです。

**松田委員**

大田原自然の家から中須自然の家に移転することで、利便性が向上し、教育課程の中で活用する際にも利用しやすくなると考えられますので、しっかり宣伝していただきたいです。

**生涯学習課長**

はい。頑張ります。

**教育長**

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは報告第15号を承認いたします。

5	周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
---	--

**教育長**

それでは、日程第5、議案第17号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきましては、学校教育課から説明をお願いいたします。

**学校教育課長**

議案書22ページから24ページをお願いします。

議案第17号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の議案についてご説明いたします。

22ページをご覧ください。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものでございます。

周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則は、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例に関して、必要な事項を定めております。

23ページ及び24ページをお願いいたします。

国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」において、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資するために、オンライン学習通信費等を増額する改正が行われました。

よって、国の交付要綱に基づく単価改正に伴い、本市就学援助につきましても、その改正の趣旨にのっとった援助が行えるよう、支給単価の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

## 教育長

ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

## 松田委員

国の単価改正に伴うと説明がありましたが、国もオンライン学習通信は小学校第2学年からという規定になっていますか。

## 学校教育課長

国の規定をすぐにお答えできませんが、本市では、小学校1年生はタブレットの持ち帰り行っていないため、対象となるのは2年生からとしております。

## 松田委員

タブレットを有効活用する学校が増えてきており、1年生でタブレットの持ち帰りがいないか、実態把握していただきたいです。令和3年の開始当初に比べ、支給額も年々増額される中、使用実態についても確認し、実情に応じて、1年生からとする必要が出てくるのではないかと思います。

## 学校教育課長

1年生の持ち帰りについて、詳細は把握していないため、調査したいと思います。

## 教育長

そのほかよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは議案第17号を決定いたします。

6	周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
---	------------------------------

## 教育長

続きまして日程第6、議案第18号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

## 生涯学習課長

議案第18号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。

議案書25、26ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。

大田原自然の家運営協議会は、施設の適正かつ円滑な運営を図るために設置しており、この度の解嘱及び委嘱は、令和7年6月30日をもってその任期が満了となることによるものでございます。

新任1名、再任6名、計7名の委員について、委嘱期間を、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間として、委嘱するものでございます。

以上で説明を終わります。

## 教育長

はい、ありがとうございます。

ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

(質疑無し)

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは議案第18号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それではこれもちまして令和7年第6回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

片 山 研 治 委 員 \_\_\_\_\_

岡 寺 政 幸 委 員 \_\_\_\_\_